

序 章 帝国と「文明の理想」

——比較帝国史研究というアレーナで考える——

駒込 武

本書は、一九世紀から二〇世紀前半にかけてのロシア帝国、ハプスブルク帝国、大日本帝国、ブリティッシュ・エンパイア大英帝国、アメリカ合州国の例に即して、世界的な視野から「帝国と学校」という問題群を考察するための手がかりを得ることをねらいとしている。

近年、帝国論が一種のブームともいべき様相を呈しているが、「帝国とは何か」という問題は古代史にもさかのぼらざるをえない奥行きをはらんでいる上に、たとえ近代帝国主義体制下の「列強」に対象を限定したとしても、それぞれの国家の帝国性ともいべき様相は自明ではない。帝国論が従来の帝国主義研究とどのように接合するのかということも、曖昧なままにとどまっている。これらの問題に十全な回答を与えることは困難だが、帝国について論じる以上、無視することもできない。そこで、「帝国と学校」という本書の主題に立ち入るのに先立ち、帝国について論じる際の編者なりのスタンスを示しておきたい。なお、以下に記す内容は、各執筆者の意見をふまえながら、編者である橋本と駒込の討議に基づいてまとめたものであるが、本書の執筆者全体の意見を代表するものではない。むしろ個別の論考と緊張関係をはらみながら、比較帝国史研究のためのアレーナを構築することを意図したものである。

第1節 世界史的な同時性の中の帝国

二〇世紀の怪物

帝国主義とは、すなわち大帝国の建設を意味す。大帝国の建設は直ちに領土版図の大拡張を意味す。而して我は悲しむ、領土版図の大拡張は、多くの不正非義を意味することを、多くの腐敗墮落を意味することを、而して遂に零落亡滅を意味することを。

いまから一世紀近く前、明治期の社会主義者幸徳秋水は、『廿世紀之怪物帝国主義』（一九〇一年）において、このように記した。この著作は、東アジア世界における日本の現実に発しながらも、世界史的な同時性を持つ現象として「帝国主義」を批判的に考察しようとした点で重要な意義を持つ。

秋水によれば、帝国主義とは、「愛国心」を病原菌、「軍国主義」を伝染の媒体として拡散するベストのものである。愛国心に駆られて、それぞれの「主人あり住民ある」土地を暴力によって奪い、領土拡張を図る行為は「強盗」と変わらない。しかも、愛国心の鼓吹は「浮華なる名誉」や「利益の壟断」を愛する気持ちを生み出す一方、これを批判しようとする人びとに対しては、思想を束縛し、信仰にも干渉し、歴史の論評も禁じる。こうした心の働きによって否定されるのは、「正義博愛の心」であり、「惻隱の念」である。井戸に落ちようとする子どもがいたら、自分の子どもか他人の子どもかを問わずに助けるように、惻隱の念の本質は、「決して自家との遠近親疎を問はざる」ところにある。だが、「動物的天性」たる愛国心は、自国民のみ愛すべきことを説くそれは、「釈迦基督」の排するところであり、「文明の理想」にも反する。

戦闘的社会主義者、無神論者という一般的イメージとは異なり、『廿世紀之怪物帝国主義』における秋水の論調は倫理的であり、ときには宗教的な口吻すら漂わせている。もとより結論として強調されるのは「科学的社會主義」によって帝国主義を解体する必要なのだが、この結論はいかにも唐突な印象を与える。愛国心をめぐる「不正非義」を社会主義ならば克服できるゆえんが説明されているわけではないし、帝国主義の経済的基盤の分析が展開されているわけでもないからである。

こうした秋水の論調は、レーニン『帝国主義論』を尺度とする認識枠組みのもとでは、社会主義に対する理論把握の「未熟さ」を示すものとみなされてきた。しかし、一世紀を隔てた今日、秋水の議論は、原則的であるだけ新鮮に思える部分もある。この一世紀のあいだに世界は、列強による「世界分割」の時代から、米ソ二極対立の時代を経て、米国だけが「帝国」と形容するのにふさわしい時代へと推移した。二度の世界大戦を通じて多くの帝国が「零落亡滅」する一方、かつて植民地とされていた地域には新たな国民国家が成立した。だが、旧宗主国では移民排斥、旧植民地では「民族浄化」というように、愛国心にもつわる病弊はむしろ普遍化し、深刻化している。社会主義の立場から帝国主義を克服したはずのソヴィエト連邦が、「辺境」の民の抑圧の上に聳える「帝国」にほかならなかつたことも、今日では否定しがたい事実である。そして、二〇〇一年九月のニューヨークにおける「同時多発テロ」への「報復」戦争は、米国という「帝国」の味方であるか敵であるかによって、世界全体が二分されてしまうことを示した。

オルタナティブな政治体制が構想しにくい状況の中で、あたかも先祖返りを求めるかのように、「帝国へのノスタルジア」を漂わせた論調、すなわち、帝國的な統治体制に国民国家を克服する方向性を見出そうとする論調も表れてきている。しかし、秋水が「愛国心」に由来する「不正非義」として論じた問題を克服できなければ、帝国か国民国家かという問いは、どちらを選択するにしても袋小路へと陥るだけであろう。

帝国主義の「連合軍」

幸徳秋水が『廿世紀之怪物帝国主义』を執筆していた時期に東アジア世界で眼前に展開していた事態は、いわゆる「北清事変」、義和団鎮圧戦争であった。よく知られているように、列強による中国分割の危機が深刻化した状況の中で義和団が蜂起し、「扶清滅洋」をスローガンとしてキリスト教会や外国公使館を襲撃した。義和団が北京に入城するに及んで清朝も列強に宣戦布告したが、一九〇〇年八月には八カ国（露、奥、仏、独、伊、英、米、日）連合軍が北京を占領し、翌年、巨額の賠償金の支払いや、軍隊の駐兵権を定めた「北京議定書」を締結した。八カ国連合軍の出兵当時、英国は南アフリカ戦争（第二次ボーア戦争）のさなかにあり、米国は、スペインからの独立を宣言したフィリピン共和国を植民地化するための戦争に忙殺されていたこともあって、連合軍の主力を構成したのは、中国に隣接するロシアと日本の軍隊であった。

帝国主義の最盛期に起きたこの事件は、「連合軍」という形式が象徴するように、帝国主義が個別の国家によるプロジェクトではなくて、列強による共同のプロジェクトとして展開された事実を雄弁に物語っている。しかも、「連合軍」の構成は当時の列強をほぼ網羅しており、この事件は一九世紀から二〇世紀への転換期における「帝国」の存在を定義しているともいえる。もとより、「連合軍」は一枚岩ではなく、列強相互のあいだには複雑な同盟・敵対関係が存在した。さらに、それぞれの列強の帝国としての性格も同じではなかった。ロマノフ朝のロシア帝国、ハプスブルク朝のオーストリア・ハンガリー帝国は、国民国家の時代に先立って成立した王朝帝国であった。これに対して、他の列強は国民国家としての制度を整えながら、海外に新領土を獲得した植民地帝国だった。その中でも、英国とフランスが世紀転換期の時点ですでに広大な植民地を保有していたのに対して、米国、ドイツ、イタリア、日本は「世界分割」に相対的に遅れて参入した新興勢力だった。こうした帝国としての性格の相違は、列強間の対立の一つの要因を構成した。

ホブソンは、『帝国主義論』（一九〇二年）において「多数の相競争する帝国という観念は、本質的に近代的である」と記している。前近代の帝国が理念的には唯一の普遍的宇宙としての性格を備えていたのに対して、近代における帝国は、山室信一が「競存」体制と表現したように、多数の主体が同時性をもって競争しながら共存し、被支配地域に対しては「協同の抑圧」の体制を構築していた。帝国主義の時代——一般的には西欧の歴史を基準として始点は一八六〇年頃、終点は第一次世界大戦に求められるが、アジアを視野に入れるならば終点は第二次世界大戦とみなすべきであろう——とは、帝国間の競争が植民地獲得競争をエスカレートさせる一方、植民地独立運動への対応の相違が帝国間の新たな火種を構成した時代だった。したがって、帝国主義への批判は、個別の帝国への批判にとどまらず、帝国主義体制そのものへの批判へといたらざるをえなかった。

『万朝報』の社員として、義和団事件の成り行きを注視していた幸徳秋水も、この点について自覚的であった。すなわち、日本の帝国主義的な政策を告発するばかりではなく、英国や米国など他の列強に対しても厳しい批判を向けている。例えば、南アフリカ戦争で英国人が「ボーア人の独立を奪い自由を奪ったことを指摘した上で、さらに「土人の惨状に至っては特に憫むべし」として何千人もの「土人」——文脈上「ボーア人」と区別されているので黒人を指すと解釈できる——を戦争捕虜としてセントヘレナ島やスリランカに移送したことに言及し、「ああ彼ら果して何の咎あるか、何の責あるか」と記している。また、米国がフィリピンの「自主独立を侵害」したことについて「文明と自由の光彩燦爛たる米国建国以来の歴史を汚辱する」ものと批判している。

こうした秋水の議論は、例言で自ら記す通り、同時代の欧米における反帝国主義的な思潮の担い手——英国の急進主義的な政治家ジョン・モーレイ、米国民主党の大統領候補ウィリアム・ジェニングス・ブライアン、ドイツの社会主義者アウグスト・ベーベル、ロシアの文学者レフ・トルストイ、フランスの文学者エミール・ゾラ——らに学んだものだった。特に英国の急進的自由主義者ジョン・ロバートソン——ホブソンと同じ思想サー

クルに属した政治家——による「愛国心と帝国」(一八九九年)は、秋水の著作の直接的なモデルとなったことが知られている。⁶⁾ 帝国主義が「連合軍」を形成した状況に対応するように、秋水の著作も反帝国主義の言説のネットワークのなかに位置づくものだったのである。⁷⁾ 第二次世界大戦終結後には、米軍占領下に秋水全集の一冊として『廿世紀之怪物帝国主義』を刊行する計画がたてられたが、「GHQ検閲通過困難」という判断により断念された。⁸⁾ そのことは、この著作が予想以上に深い射程を持つことを示す。

ただし、『廿世紀之怪物帝国主義』には、日本の植民地支配への関心が不思議なほどに乏しいことにも注意を要する。秋水が一貫して重要視しているのは、帝国主義が被支配者にあたえる影響よりも、支配者たる日本人にもたらすネガティブな影響であり、とりわけ道徳的「腐敗墮落」をもたらすことだった。例えば、『万朝報』で義和団事件をとりあげた際には日本人将兵が中国から馬蹄銀を掠奪して持ち帰った行為を告発する「北清分捕の怪聞」を連載し、日本人の「腐敗墮落」⁹⁾ ぶりを暴露した。帝国主義的拡張により経済的には得をしても道義の退廃を招くというロジックが、秋水による帝国主義批判の柱だった。他方、日本の植民地とされた台湾については、日清戦争で獲得した賠償金に匹敵する多額の出費を台湾「経営」のために必要としていることを指摘するにとどまる。¹⁰⁾ ここでは、経済的に損をするという観点から帝国主義を批判していることになる。いずれにしても、植民地支配が現地の人びとにあたえる影響についてはほとんど無関心である。

その後、秋水は、中国大陸や朝鮮半島の革命家との交わりの中で、植民地問題についても認識と関心を深めるのだが、それにしても、関心の焦点はやはり国内変革にあった。これは、社会主義者による帝国主義論の多くに通底する側面をもつと考えられる。すなわち、帝国主義論では、列強による膨張政策を批判しながら、その国内的な要因の解明と、国内変革(革命!)への道筋を明らかにすることが中核的な課題とされ、植民地支配をめぐる問題は、国内変革にともなって自動的に解消されるとみなされがちだった。言葉を換えれば帝国における支

配的な民族の帝国主義認識においては、純然たる「国際」問題でもなければ、純然たる「国内」問題でもない、「植民地」問題の位置づけは二義的なものに止まりがちであったといえる。従来の帝国主義研究の成果を継承しながらも、それぞれの国家の帝国性を検証する帝国論が必要とされるゆえんである。

以下では、王朝帝国としてのロシア帝国とハプスブルク帝国、広大な「非公式の帝国」を含む植民地帝国としての英国と米国、そして、植民地帝国でありながらも独自の性格が強い帝国日本について、政治的文化的な統合の方式に即して、それぞれの国家の帝国性を類型学的に論じることにはしたい。この作業の目的は、比較によって帝国の「優劣」を明確化することではない。帝国日本とロシア帝国の戦争が、ロシア帝国、さらにハプスブルク帝国の内政に影響を与えたり、英国や米国から派遣された宣教師の存在が帝国日本の植民地政策に影響を及ぼしたりするように、複数の帝国は世界史的な同時性の中で相互に複雑に連関し合っていた。ひとつの帝国からの「解放」がもうひとつの帝国への幽閉にほかならない回路も、常に用意されていた。比較という作業は、この迷宮のような袋小路の奥深さを正確に認識するためにこそ、必要とされていると考えるべきだろう。

植民地帝国と王朝帝国

そもそも、「帝国」をどのように定義すればよいのだろうか。さまざま定義の中でも的確に特徴を捉えていると思われるのは、ホブズボームの定義である。ホブズボームは、二〇世紀の帝国に共通点は少ないとしながらも、「一定の辺境(諸)地域が、その地域の支配者あるいは住民の利害を代表していないと考えられる、およそ隔絶した中央により支配されている」という特徴を指摘している。¹¹⁾ そのうえで、二〇世紀の帝国を四類型に分け、①帝国主義時代における植民地帝国、②欧州地域の国際政治における伝統的帝国、③前記の類型②に属しているとも、属していないともいえるソヴィエト連邦、④アジアにおける伝統的で古代的な様相をもつ帝国——具体的

には社会主義革命以前の中華帝国と近代版ペルシャ帝国（イスラム革命以前のイラン）——を挙げている。

ここで類型②に属するものとして想定されているのは、ロシア帝国、ハプスブルク帝国、オスマン帝国である。これらは、国民国家形成の時代には「旧式化した帝国」であり、国民国家に対するオールタナティブを提示することはできなかったとされる。いずれも第一次世界大戦を契機として崩壊したのに対して、類型①に属する帝国——大英帝国はもとより、帝国日本もその中に含まれる——は、たとえ戦争の結果として植民地を失っても本国に大きな政治的衝撃が生じなかったことが特徴であり、むしろ旧植民地に対して政治的・道徳的・経済的影響力行使し続けていることが多い、と論じられている。

ホブズボームの議論において、ソヴィエト連邦や中華帝国の位置づけも興味深い問題をはらむものの、さしあたって本論で参照したいのは類型①と類型②の区別である。ここで注意を要するのは、類型①については「植民地帝国」という表現が用いられる一方、類型②に関しては「植民地」という言葉が用いられていないことである。これは、近代的な意味での「植民地」が、国民国家体制の成立と表裏一体のものとして形成されたことと関係している。近代帝国主義体制下における「植民地」とは、国際法的には一定の国家が排他的影響力の行使を認められた地域でありながら、国内法的には法の下での平等を原則とする国民国家体制の「例外」とされた地域だったと定義できる。日本の例に即して言えば、本国政府の任命した総督が行政権のみならず立法権も掌握し、現地住民の政治参加の機会を制限し、全体として本国と異なる法体系を構成していた。総督の権限や、現地住民の政治参加の程度には時期と地域により相違があるものの、大英帝国の植民地も基本的にこの点では同様であった。

これに対して、ロシア帝国やハプスブルク帝国のような王朝帝国の場合は、「植民地」の存在はかならずしも明確ではない。とはいえ、これに類似する状況が存在しなかったわけではない。

ロシア帝国の場合、「中央ロシア」と「辺境」という地域間の階層構造が存在し、辺境は中央とは異なる行政システムのもとにおかれた。西山克典の研究によれば、例えば、一六世紀半ばにロシアに征服されたヴォルガ中流・ウラル地域では、軍事的拠点として発展した都市にロシア人の入植者が居住する一方、「異族人」——本来はシベリアの諸民族やユダヤ教徒のように身分秩序から法的に除外された人びとに適用された概念だが、身分法上の規定を越えてムスリムのタタール人など、主としてウラル・ボルガ・コーカサス・シベリア・中央アジアなどの非ロシア系住民全般に対しても汎用された——の大多数は都市から疎外され、農業や狩猟を生業としたという。まさに「植民地」的とも呼ぶべき支配関係が存在していたわけである。ただし、そもそも帝政ロシアの国制は身分秩序に基づいていたので、国民国家とは存立の原理を異にしていた。しかも、民族的・宗教的な多様性がきわめて大きい領土で、それぞれの「辺境」の既存の法制や慣習法を前提としながらアド・ホックに法体系が構築されたために、帝国全体としての法的な斉一性は当然のごとく欠いていた。したがって、国民国家原理に基づく中心地域と、その「例外」としての「植民地」という構図は、かならずしもロシア帝国にはあてはまらない。一方、中央ヨーロッパから東ヨーロッパへと広がるハプスブルク帝国は、ハプスブルク家を首長とする領邦の集合体であった。領邦は一般に独自の法制や常備軍を備えており、一八四八年以降によく帝国レベルで法制、教育制度などの統一化が進められた。一八五〇年代から六〇年代にかけて国民国家の形成を目指すプロイセンおよびイタリアとの戦争に敗れて次々と領土を失う状況の中、一八六七年にはアウスグライヒ（協調）によりハンガリー王国に大幅な自治権を認めて、オーストリア＝ハンガリー帝国と称することになった。それが「帝国」であるのは、海外に「植民地」を保有していたからではなく、ハプスブルク家の輩出する皇帝が神聖ローマ帝国の系譜を引き、カトリック世界の守護者をもつて任じていたからである。

ハプスブルク帝国は、ロシア帝国と同様に、民族的にはきわめて多様な住民から構成されていた。一九一〇年の時点でオーストリア（オーストリア＝ハンガリー二重帝国の西側）の国勢調査では、ドイツ系が約三六%と最も多

く、以下、チェコ系、ポーランド系、ウクライナ系、スロヴェニア系と続く。「文明の言語」としての威信はドイツ語がもつとも高く、官吏になるのはドイツ系が有利であった。しかし、ロシア語と「異族人」の言語の關係に比すれば、ドイツ語とその他の言語の關係は、言語の威信という点でも、言語話者の人口という点でも落差が小さかった。そうした事情もあって、オーストリアでは特定の民族を優遇あるいは差別する政策は抑制されたが、それでも、非ドイツ系の諸民族が分離独立して独自の国民国家を構築しようとする遠心力は時とともに増大していった。

このように、ロシア帝国やハプスブルク帝国のような王朝帝国は、国民国家の枠組みを前提として成立した植民地帝国とは存立の原理を異にしていた。もともと、一九世紀末から二〇世紀にかけて王朝帝国の国民国家化とも呼ぶべき事態も進行していた。この点は、政治的統合の基軸となる参政権の状況に明瞭に表れている。

オーストリアの場合、領邦の連邦という由来に対応して、身分制の地方議会の代表から構成される帝国議会が存在していた。一八七三年には帝国議会への直接選挙制度を実施するが、依然として身分制原理に基づいており、参政権のない人びとも多数存在した。他方、「専制国家」ロシアには長く議会は存在しなかったが、日露戦争敗北後の政治的な混乱を乗り切るために一九〇七年に選挙法を施行し、国会を開設した。ベネディクト・アンダーソンの指摘するように、それは「貸し衣装によって国民的装いをした帝国を魅力的なものに見せる」ための「手品」としての意味を持っていた。スラヴ系住民の忠誠という点でロシアとの対抗關係を意識していたオーストリアでも、一九〇七年に男子の普通選挙制度を導入した。ただし、ロシアでも、オーストリアでも、参政権の普遍化は民族間の利害対立をむしろ顕在化させる役割を果たした。

これに対して、日本では一八九〇年に帝国議会を開設して男子制限選挙を実施し、一九二六年に男子普通選挙を実現した。台湾や朝鮮に衆議院議員選挙法を施行して国政への参政権を認めたのは敗戦直前の一九四五年四月

であり、これも徴兵制施行への対価としてやむなく定めたものだった。やはり植民地は「例外」だったと評することができる。英国の場合は、一九世紀に度重なる選挙法改正を経て、一九一八年に二一歳以上のすべての男性と、三〇歳以上の一部の女性に参政権を認めたが、植民地の住民が選出した議員をウエストミンスターの議會へと送り込む選択肢は一貫して考慮されなかった。植民地の住民に参政権を認めるにしても、あくまでも当該植民地の範囲内で通用する立法への関与のみを認めるという原則が貫かれた。一九世紀末以降、各植民地の代表がロンドンに集まる植民地會議が開催されたが、出席を認められたのは、オーストラリアやカナダなど白人入植地の代表だけであった。総じて言えば、帝国の立法の中枢に「植民地」出身者が参入する道は閉ざされていたと評することができる。

以上のように、参政権をめぐる状況も、植民地帝国と王朝帝国では異なっていた。それでも、帝国としての共通点をあえて求めるならば、ホプズボームの述べる通り「一定の辺境（諸）地域が、その地域の支配者あるいは住民の利害を代表していないと考えられる、およそ隔絶した中央により支配されている」ということになろう。

「陸続きの帝国」と「海上の帝国」

帝国の類型を考える際に植民地帝国と王朝帝国という分類と並んで無視しえないのは、「陸続きの帝国 (contiguous empire)」と「海上の帝国 (transoceanic empire)」という分類である。

「陸続き」という概念の重要さを主張したモティルは、次のように論じている。帝國的な統治体制の特徴は中心―周辺という階層的構造が存在し、中心のエリートと周辺のエリートのあいだに専制的な關係が存在することである。中心と周辺が領土的に陸続きならば、移動にかかるコストが低く、軍事的計画が立てやすいために、それだけ統合も進捗しやすくなり、帝国は「多民族国家」という様相を呈することになる。他方、中心と周辺の地

理的な距離が大きく、帝国のサイズが大きければ、それだけ統合は困難となる。¹⁷⁾

また、スプルーイトは、「陸続きの帝国」の特徴について、中心が近代化の度合いにおいて周辺よりもそれほど進んでおらず、「先進的な辺境」に直面することすらある点を指摘している。他方、工業力・軍事力の圧倒的な不均衡を基盤とする「海上の帝国」では、近代化が伝統的な政治単位を破壊する一方、西洋的教養を身につけた現地人エリートの垂直的な移動も水平的な移動も厳しく制限することにより、ナショナリズムの担い手を生み出すことになったと論じている。¹⁸⁾ここで、スプルーイトが「陸続きの帝国」として想定しているのはロシア帝国やハプスブルク帝国であり、「海上の帝国」として想定しているのは英国やフランスによるアフリカ支配、オランダによるインドネシア支配、米国によるフィリピン支配などである。

それでは、帝国日本はこの種類のどちらに分類されるのだろうか。「陸続き」「海上」を文字通りの意味にとれば「海上」であることは明らかである。だが、問題はそれほど単純ではない。日本植民地支配下における台湾ナショナリズムの成立について論じた呉叡人は、モティルらの議論を参照しながら、帝国日本による台湾支配では地理的近接性と密接に連関した文化的民族的な近接性が同化の可能性を高め、中心部のエリートに統合への高い衝動を与えた、と論じている。¹⁹⁾呉の議論では、日本は「陸続きの帝国」に分類されることになる。山本有造も、「伝統的な隣接帝国 (traditional contiguous empires)」と「植民地型の海外帝国 (colonial oversea empires)」という類型について解説した上で、「地続きの」という意味に文化的・民族的に「近隣の」という意味、「海」という形容に文化的・民族的に「異質の」という意味を持たせるならば、帝国日本は海上に展開した帝国ではあったが、「陸の帝国」とみなすことができる、と述べている。²⁰⁾

呉叡人も、山本有造も、文化的・民族的近接性という点で、帝国日本を「陸続きの帝国」に分類すべきだと主張しているわけである。たしかに日本の公式帝国の範囲は主に中華文化圏に属しており、多くの民族と漢字・漢文・儒教を共有していた。近代化の度合いにも決定的な落差が存在したわけではなかった。この点では、「陸続きの帝国」に通底する特徴を持つ。

ただし、公式の帝国の範囲内でも、台湾やサハリン（樺太）の少数民族、あるいは「南洋群島」の住民のように、文化的・民族的な近接性を自明視しえない人びとが存在した点を看過すべきではない。さらに、モティルらが「陸続きの帝国」として主にロシア帝国やハプスブルク帝国を想定していることをふまえれば、そこに帝国日本を含めることが適切であるかは疑問である。まがりなりにも国民国家体制を整えた上での「植民地」支配だった点では、これまでも述べてきた通り、ロシア帝国やハプスブルク帝国とは性格を異にするからである。帝国日本は、支配下の多数の住民とのあいだに文化的・民族的な近接性が存在した点では「陸続きの帝国」だったにもかかわらず、「海上の帝国」に類似した支配方式を採用したとして理解すべきだろう。

ここで確認しておくべきことは、「陸続きの帝国」と「海上の帝国」という分類があくまでも類型概念であり、この両側面を併せ持つことがむしろ一般的なことである。例えば、ドイツやイタリアは、アフリカなど海外に植民地を獲得することによって「海上の帝国」になった。とはいえ、国民国家としての成立過程では、ハプスブルク帝国と同様の——しかし、ハプスブルク帝国よりも小規模である点では「ミニ帝国」²¹⁾とも称すべき——「陸続きの帝国」だった。「海上の帝国」の典型とみなされがちな英国も、一七〇七年のイングランドとスコットランドとのユニオンのように「連合王国」としての成立過程に着目するならば、「陸続きの帝国」としての側面を持つ。

さらに、「海上の帝国」という類型にかかわって、「非公式の帝国」をどのように位置づけるのか、という問題が存在する。ひとことで「植民地」とはいつても国際法上の地位づけは「保護国」「租借地」「委任統治領」など多様である上に、「海上の帝国」の拡大にともなって、「非公式の帝国」も拡大した点に注意を要する。非公式の

帝国の性格づけについては多くの議論があるが、ここでは簡潔な要約を提示しているマイケル・マンの議論を参照しよう。マンによれば、非公式帝国とは一九世紀の砲艦外交に起源を持つものであり、軍事力を背景とした不平等条約のように、当該地域の支配者に主権を認めながらも、実質的な影響力を行使する場合を指す。非公式帝国であっても、帝国による影響力の行使が正統なものと意識されており、当該地域の支配者が自発的に従属する場合にはヘゲモニー的な支配としての様相を強めることになる²³⁾と論じている。

大英帝国は、一九世紀に圧倒的な海軍力を背景として巨大な非公式の帝国を形成した。二〇世紀に大英帝国の「資産」を継承したのは、米国である。ただし、米国における帝国としての性格は多元的で、複雑である。

米国は、ネイティブ・アメリカンの大量殺戮や、メキシコとの戦争を通じて国家統一を成し遂げた点では「陸続きの帝国」と共通する性格を持つ。一方、フィリピンなどの海外植民地の支配においては「海上の帝国」という様相も備えていた。ただし、フィリピン植民地化は、米国の対外政策において例外的な位置づけだった。米国は、義和団事件のさなかに「門戸開放宣言」を発したことも象徴されるように、既存の「植民地」支配方式を排して非公式の帝国として拡大する方針を明確化し、冷戦体制下にはヘゲモニー的な支配を拡大した。今日でもグローバルな基地のネットワークに攻撃用部隊を配備している点では砲艦外交と類似の方式が存続していると評することも可能なものの、主権的な国民国家間の従属関係として覇権を及ぼしている点ではやはり「植民地」支配とは異なる。ヘゲモニーの問題は「植民地」支配下にも存在したが、やはり米国の対外政策においていっそう顕著になったといえる。そして、このヘゲモニーにおいて重要な役割をになうのが、宗教・言語・教育など広義の文化領域における支配―従属関係である。

第2節 帝國的支配における学校の役割

「文明化」の手段としての教育

冒頭に挙げた『廿世紀之怪物帝国主義』において、幸徳秋水は、一九〇〇年のドイツ社会民主党の大会決議を引用している。義和団鎮圧戦争へのドイツの参加を非難したこの決議は、「強暴非義の手段」により「外国の土地を強制的に領有し、その住民を抑圧する」政策を批判する一方、「人民の権利、自由、独立を尊重し保護し、近世文明の教義によりて、世界各国の文化の關係、交通の關係を保持」すべきだと記している²⁴⁾。注目に値するのは、秋水の著作では省略されているのだが、原文ではこれに続いて「人びとの近代化と文明は、ただ教育と模範の力によってのみ獲得されなければならない」と述べていることである²⁵⁾。「近代化と文明」にいたる手段として「教育」の重要性を説いているわけである。こうした議論の前提には、世界の諸民族が西洋近代文明を学ぶべきだという観念が存在している。この点では、社会民主党の決議は、「文明化の使命」として帝国主義のプロジェクトを正当化する主張と紙一重の關係にあつたことになる。「文明」と目するものに向けて人びとを「教育」することで社会の「進歩」「発展」を実現すべきという確信は、社会主義の立場から帝国主義を批判する人びとも共有されていた。

一九世紀から二〇世紀にかけての「帝国と学校」との關係を考察する際に、この「文明」という言葉が放つていたある種のオーラ——豊かな生活のイメージが醸し出す魅力と砲艦の象徴する威力がないまぜになったもの——を無視することはできない。学校教育は、この近代性のオーラを背景として存立していたからである。ただし、以下に記す通り、「文明」という概念は多義的であり、また、支配の正当化に都合よい形ではしばしば恣意的

に解釈された。

第一に、「文明」という概念には、議会制度に基づく政治システム、資本主義的な生産様式、科学・技術とこれに基づく機械制大工業、キリスト教、一夫一婦制を理想とする「近代大家族モデル」、欧米風のライフ・スタイルなど多様な要素が混在していた。その中には、科学としての進化論がキリスト教的世界の基盤を掘り崩すなど相互に矛盾する側面も存在した上に、ひとことでキリスト教とはいっても、西方教会が東方教会を遅れたものとみなし、西方教会の中でもプロテスタントがカトリックに対して「文明」における優位を主張するというヒエラルヒーが存在した。だが、すべては、「文明」という概念の中に曖昧に包摂されていた。こうした曖昧さを備えていたからこそ、文化的な多様性を、「文明」「半開」「未開」という概念で一元的に序列化することが可能になったともいえる。

第二に、「文明度」の判断は比較の基準によって変化する変幻自在さを備えていた。「白人」としての欧米人の中でも、ゲルマン系のドイツ人はスラヴ系の人びと（チェコ人、ポーランド人、ロシア人など）を「非文明的」とみなしており、ロシア帝国では支配的エリートであるはずのロシア人が、文明度という点では、西部国境地域の支配民族たるポーランド人やドイツ人、スウェーデン人にたいしてコンプレックスを抱かざるをえない状況が存在した。また、英国の北辺ハイランド地方に居住していたケルト系のハイランダーは、一八世紀半ばまでキリスト教とも英語ともほとんど無縁な生活を送っており、英国における「野蛮人」とみなされていた。だが、キリスト教への改宗を通じて成り上がり、宣教師となる者も少なくなかった。そして、アジア・アフリカではスラヴ系の人びとやハイランダーをも含めて、ひとしく「文明的」な「白人」として表象されたのである。

東アジア世界では「文明」の意味内容が中華文明から西洋近代文明へ変換されるというドラスティックな地殻変動が生じる中で、いち早く近代化の潮流に適應した日本人は自らを「文明化の使命」の担い手として表象しようとした。例えば、台湾総督府民政長官後藤新平の序文を得て竹越与三郎が英文・日文の双方で出版した「台湾統治志」（一九〇五年）では、「未開の国土を開拓して文明の徳沢を及ぼすは、白人が従来久しくその負担なりと信じたる所なりき。今は日本国民は絶東の海表に起ちて白人の大任を分たんと欲す」と記した²⁸。このようにことさらに大仰な宣言がなされていること自体、「文明化の使命」の担い手としての日本人というイメージが不安定なものだったことを示している。

「文明化」の度合いは、比較の基準の取り方によって変化するものであった。せいぜい近代化への対応をめぐる「時差」に由来する相対的な差異であったともいえる。しかし、帝国主義の時代には、この差異は人種・民族間の生得的な資質の違いに基づくものとして本質化されて解釈された。しかも、「野蛮」とされた人びとに対するさまざまな「強暴非義」が許容され正当化される状況において、文明の序列において上昇したいという思いは、帝国の周辺地域に居住する人びとにも次第に広く共有された。帝国の支配は、中心における軍事力の優位を根幹としながらも、近代性への欲望を吸収する装置を巧みに形成しえた場合にはヘゲモニーとしての様相を強めて相対的に「安定」——もとよりそれは中心地域の支配的なエリートの立場からする表現である——したと考えられる。学校教育は、この文化的ヘゲモニーの形成に深く関わることになる。

王朝帝国における求心力と遠心力——君主制・宗教・言語——

帝國的な支配は、多民族・多文化的状況を前提としていたために、「普遍的」な装いのイデオロギーを必要としていた。文明という概念はこの「普遍的」な位相に関わるものだが、複数の帝国が併存する近代という時代において、それだけではかならずしも特定の帝国による支配を正当化するものとはなりえなかった。ヨーロッパにおいて文明の中心は多元的であり、ロシア帝国におけるサンクト・ペテルブルク、ハプスブルク帝国における

ウィーンはそれぞれの帝国の中心ではあっても、ロンドンやパリとの関係では周辺的な位置づけにあった。しかも、国民国家の樹立が文明の一要素であった以上、「諸民族の牢獄」という言葉が象徴するように、王朝帝国は時代の潮流に反する存在とみなされがちであった。また、帝国日本の場合のように、欧米人からも近隣のアジア諸民族からも「成り上がり者」とみなされていた場合は、「文明化の使命」の担い手ということで被支配者の納得と同意をえることには困難がつきまわっていた。

ロシア帝国やハプスブルク帝国のような「陸続きの帝国」において、帝国にふさわしい「普遍的」な装いを保ちながら、帝国への求心力を持たせるための基軸とされたのは宗教であり、宗教によって基礎づけられた君主制であった。ロシア帝国の場合はロシア正教会、ハプスブルク帝国ではカトリック教会が国教に等しい地位を占め、しかも、君主（皇帝）がそれぞれの国教の守護者をもって任じていた。ハプスブルク帝国支配下の学校の教室には皇帝の肖像画がかかけられ、歴史教育ではハプスブルク家の歴代君主の仁政が教えられた。ロシアの学校でも、同様の光景が展開された。『ロシア帝国法律集成』（一八三二年）の冒頭「国家基本法律」の第一条では、「全ロシアの皇帝は専制にして無制限なる君主である。その最高権力にたいして畏怖の念によるのみならず衷心より服従することは、神の命じ給うところである」と定めていた。²⁶キリスト教という「普遍的」性格の強い世界宗教が、独自の国教制度を介することにより、君主への忠誠へと連なるシステムが形成されていたわけである。国教制度が、帝国の「普遍的」性格と、「国民的」性格の橋渡しをする役割を担っていたといってもよい。

だが、信仰と君主制が連関しているということは、信仰を異にする人びとにとってはそれだけ遠心力が働きやすいということでもあった。ロシア帝国の場合、西方に居住するプロテスタントやカトリックのほか、ユダヤ教徒——一九世紀のヨーロッパ大陸で次第に「民族」としての「ユダヤ人」として語られるようになる人びと——やムスリムのような「異族人」が広範に存在していた。ムスリムに対して正教会への改宗運動もおこなわれたが、

改宗への圧力が弱まるとイスラームに再改宗するなど有名無実の結果に終わることも少なくなかった。正教会の信仰に文化的統合の基盤を見出しえない場合に活用されたのはロシア語であった。学校の教授用語としてロシア語を用いる政策は、国民国家的な原理に基づく点で改宗政策と性格を異にしていたのだが、地域と時期に応じた機会主義的に使い分けられた。この使い分けの恣意性が、典型的に表れたのが「ユダヤ人」教育問題である。一九世紀前半にはロシア語による教育を推進して一部のエリートの「選択的統合」を図る政策が展開されたが、ロシア語使用の圧力が全体として高まった一八八〇年代になると、こうした潮流に逆行するかのように入進抑制制はかるとともに、進学の要件として改宗を勧奨する事例もみられるようになった（本書第一章橋本論文参照）。

ハプスブルク帝国、特に西部のオーストリアでは、ロシア帝国に比すれば、相対的にカトリック教会への信仰をめぐり一性が高かった。ただし、チェコ系の人びとのあいだでカトリック政党が一大政治勢力へと成長する一方、ドイツ系のカトリック政党は弱小勢力にとどまるというように、言語をめぐる差異——それは「民族」の差異として理解された——と宗教上の差異が微妙に重なり合いつつ、社会的な緊張要因を構成していた。言語政策という点では、民衆の生活の場で多言語能力が必要とされていたこともあって、言語上の平等の原則に基づいて母語教育を保障する法が制定された。これは、独自の国民国家形成を求める遠心力に妥協しながら、言語的寛容さによって求心力を生み出そうとする逆説的な試みでもあった。ただし、その試みは、チェコ系の人びとがマジヨリテイであるモラヴィアにおいても、ドイツ系の人びとがマジヨリテイであるウィーンにおいても、複数のナショナルリズムの間で引き裂かれ、ハプスブルク帝国は解体することになった（第2章京極論文、第3章大津留論文参照）。

なお、ハプスブルク帝国の東半部を形成したハンガリー王国では、オーストリアとは対照的に強硬な「ハンガリー化」政策が推進され、ハンガリー語と「文明化」とを結びつける住民意識と一体となりながら、学校教育に

おけるハンガリー語の使用が徹底された。そのことは、ひとことで「陸続きの帝国」とはいつても、どのような形式で文化的統合を図るかという点については、地域的条件に応じて選択肢があったことを示している。

帝国日本における学校の不在／偏在／遍在

それでは、ロシア帝国・ハプスブルク帝国と比較した場合、帝国日本にはどのような特徴が存在するのだろうか。

君主制という点では天皇の肖像写真が多くの学校にかかげられ、歴史教育は歴代天皇の事跡で埋め尽くされたほか、祝祭日に天皇崇拜のための学校儀式も挙行された。大日本帝国憲法では「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」(第一条)「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」(第三条)というように、支配の正統性の源泉を天皇の神聖性に求めた。国教に相似するシステムを媒介として君主への忠誠を獲得しようとした点は、ロシア帝国やハプスブルク帝国と共通していたわけである。ただし、天皇崇拜の宗教的性格は曖昧であった。神道により天皇崇拜を宗教的に基礎づける試みがなされたこともあったが、明治政府は、欧米人から「信教の自由」の侵害と非難されるのを避けるために、葬儀への神官の関与を禁じるなど次第に神社神道の宗教性を脱色していった。天皇崇拜は、「国益」という本質的に近代的な観念を中核にすえた疑似宗教だったとしか言いようがない。それは、帝国の宗教が必要とする「普遍的」な装いを明らかに欠いていた。

後藤新平のような植民地官僚は、帝国日本における宗教の不在という問題をよく自覚していた。例えば、明治政府が英文・日文の双方で刊行した『開国五十年史』(一九〇九年)において、後藤新平は、「宗教の殖民に及ぼす影響如何は、今茲に之を暇々するを要せず。然らば則ち我帝国に於て斯の如き信頼すべき宗教ありや否やと問はば、吾輩は其皆無なるを悲しまざるを得ず」と率直に記している。このように「普遍的」と見える宗教が不在

だったことは、文化的統合の基軸として日本語の普及に過大な期待がかけられる一要因となったと考えられる。そのことは、日本内地で教育の「聖典」とされた教育勅語を植民地支配で利用することに懐疑的な意見が繰り返し提起される一方、日本語普及の方針は台湾植民地化当初に確立されたことにも表れている。

ただし、日本語を教授用語として採用する方針を早い時期から確立した点だけをとらえて、植民地の人びとの文化的統合を一貫して志向していたと解釈するのは早計である。日本語普及を重視しても、そもそも学校が普及していなければその効果は限定されるからである。この点で注目すべきは、義務教育制度をめぐる状況である。

ロシア帝国では、普通義務教育をめぐる議論は一八九〇年代から活発化するが、制度化されないままに一九一七年のロシア革命を迎えることとなった。オーストリアでは一八六九年に全国小学校法を制定して初等教育の国家による一元的管理を進め、義務教育制度の実質化に努めた。これに対して、帝国日本の場合は地域による区別が設けられたこと、すなわち、義務教育制度という点でも「植民地」を「例外」扱った点が特徴的である。

日本内地では一九〇〇年の第三次小学校令により義務教育制度が確立されて一〇〇%に近い就学率が実現されたが、朝鮮半島では「保護国」期(一九〇五―一九一〇年)に朝鮮人を対象とした普通学校には義務制を適用しない方針が明確化された。戦時下の四三年になってようやく義務制を適用する方針が公表されたが、実施にいたらないまま日本の敗戦を迎えた。朝鮮総督府は、「同化」という公式の言説の基盤を自ら掘り崩すように、公立の初等学校が不在である、あるいは都市部のみ偏在する状況を形成した。一九三六年によく多くの朝鮮人にとって通学可能な圏内に学校が存在(遍在)するようになった(第4章古川論文参照)。ただし、同じ年に朝鮮総督南次郎が「皇民化」という言葉を使い始めたことに示されているように、この時期には神社参拝の強制が始まるなど学校の性格が大きく変わりつつあった。

朝鮮人に対する教育制度は、日本人向け制度とのあいだに微妙な「格差」が設けられていた点を特徴としてい

た。これに対して、台湾における「特別行政区」——先住少数民族の居住する中部山岳地帯および東部沿岸地帯を指す。警察に強大な権限を付すなど法制的に「一般行政区」と区別されていた——は、そもそも体系的な教育制度が整備されなかった点において「例外」の中のさらなる「例外」という性格を色濃く持っていた。すなわち、台湾総督府は、先住民の武装抵抗を制圧した地域に順次「蕃童教育所」を設けたが、これは制度的には上級の教育機関に接続しない施設であり、一九二八年以前は修業年限すら定められていなかった。教育所に専任の教育担当者が配置されることはなく、駐在所の巡査が通常の警察業務の傍らに「教育」にあたることになった。それでも、教育所における「授業」が成立したとすれば、それを可能にしたのは文明の秩序において圧倒的な劣勢におかれた先住民自身の「学習」意欲にほかならなかった(第5章北村論文参照)。なお、台湾の「一般行政区」では一九四三年度から学年進行で義務教育制度が適用されたが、空襲・学童疎開などもあって義務制が実質化する以前に帝国崩壊を迎えた。

以上に記してきたように、総督府は、総じて学校の普及に消極的だった。それが基本方針だったことは、例えば、一九一一年に台湾総督府学務課長に就任した隈本繁吉の極秘文書にも明確である。隈本は、今後の「教育方針」として「表面上教育ヲ重要視スルガ如クシ實際ニ於テハ何等進ンテ之ヲ奨励セズ」、教育施設は「列国ノ視聽」上やむをえざる限りの程度において設けていくべきだと述べている。それでも、一定の学校普及が見られた要因の一つは「列国ノ視聽」であり、日本人が「文明化の使命」を担えるのかと猜疑心を抱いている欧米人にアピールする必要があるためである。もう一つは、現地人の中で男性エリート層を中心として近代的な思想・学問・技術を学ぶことへの要求が高まり、これに対応せざるをえない状況が生じたためだった。こうした要求が起る程度には、総督府支配下の学校も近代性のオーラと結びついていたともいえる。しかし、一九三〇年代後半以降、英国や米国との政治的・軍事的な緊張が高まるにつれて、総督府は自らこのオーラを払拭するかのよう

「皇民化」のための規律訓練を肥大化させていったのである。

文明化のエージェント

君主制・宗教・言語という観点から、「海上の帝国」としての大英帝国を検討した場合、英国の国王を教会の首長とする英国国教会(アングリカン・チャーチ)の役割を無視することはできない。また、インドのような植民地で大英帝国の強大さを象徴するものとして女王のイメージが喧伝された点は、帝国日本における天皇イメージとの比較という点からも興味深い。ただし、英国の植民地で国教への信仰を媒介として君主への忠誠を獲得するシステムが機能したのか、にわかには論定しがたい問題である。そもそも「陸続きの帝国」や帝国日本で文化的統合が問題にされたのと同様な意味で、大英帝国の支配的エリートが統合の必要性を認識していたかどうかも定かではない。

他方、一八世紀末以降、英国国教会系ばかりでなく、会衆派や長老派など非国教会系の教派を含めて多くのプロテスタント・ミッションが設立され、膨大な宣教師が大英帝国の勢力圏であるか否かを問わず、世界各地に赴いた。これらはいずれも、官僚が指導したものではなく、「ミドルクラス」を称する人びとがヴォランティアの原則に基づいて民間で運営したものだった。したがって、宣教師の活動の目標も、——少なくとも個々の担手の意識のレベルでは——大英帝国への忠誠を獲得することではなく、「文明の宗教」としてのプロテスタントイデオロギアを広めることそれ自体だった。同じキリスト教ではあっても、ロシア帝国やハプスブルク帝国のような「陸続きの帝国」における宗教の役割、すなわち国教に等しい信仰を媒介として君主への忠誠を獲得する役割とは異なるものが求められていたのである。

言語をめぐる方針についてはミッションによる違いが存在したが、一般的に現地の言葉に聖書を翻訳して伝え

ていくことが重視された。英語習得のための手段として教会に近づく人びとを遠ざけるために、英語教育を意識的におこなわないこともあった。キリストの「福音」は、どのような言語にも翻訳可能であるとの信念が、こうした傾向を促進した。なお、一般的に大英帝国の植民地では一部のエリートに対しては英語による教育もなされたが、ロシア帝国や帝国日本のように初等教育段階から教授用語の統制により文化的統合を実現しようとする試みは少なかった。大英帝国の官僚たちは、総じて、初等教育の統制に関心が薄く、中等教育や高等教育レベルで現地人エリートのネットワークを形成することを重視していた。換言すれば、初等教育レベルにおける統制の力をかりなくても十分と意識されるほどまでに、文明の「普遍性」と「優越性」が確信されていたともいえる。英語にしても、一九世紀の段階ですでに「国際的公共財」ともいえる地位を獲得していた以上、無理に教えようとしないことも、この「文明の言語」を学びたいという欲望は広く浸透していた。

先に「文明」の概念はそれ自体としては特定の帝国の支配を正当化するものとならないと記したが、一九世紀において「日の没することのない帝国」であることを誇った大英帝国の場合は、「文明化」したいという欲望を喚起することそれ自体が、大英帝国の文化的なヘゲモニーを浸透させることにもなるという客観的な連関がある程度成立していたと考えられる。米国のように国教会に相当する教派が存在せず、「非公式の帝国」の比重が大きい場合、この微妙な連関はいっそう重要な意味を持つことになった。もともと、米国の場合、植民地フィリピンでは、カトリックの信仰が深く浸透していたために、世俗的な教育制度の整備に重要な位置づけが与えられた。そこには、フィリピンがアメリカの「保護領」となった以上、アメリカ本土と同じように、「信教の自由」と「政教分離」原則を適用せざるをえず、宣教師の活動が制限されたという事情も左右していた。英語教育に関しては、フィリピン全体に通じる共通語の不在を理由として重視された。そのことは、世俗的な教育を教化の中核に位置づける場合には、言語統制がクリティカルなイッシュューとなることを示している。

英国や米国から文字通り地球の隅々にまで派遣された宣教師たちは、「福音」を伝えるための手段として教育や医療にも従事し、文明化のエージェントとしてふるまっていた。その活動は、一面において本国政府の政治的影響力によって保護されたものでありながら、他面においてそれぞれの地域における「ネイティブ（現地人）」のエリートの協力を支えられてもいた。現地人の中でいち早く文明の価値観を受容して「近代的な主体」として自らを形成しようとしたエリートもまた、文明化のエージェントとして重要な役割を果たした。すなわち、時には統治機構の末端にも参入しながら学校・病院など文明的とされる諸制度の普及に尽力することにより、植民地宗主国のヘゲモニーを社会の底辺にまで広げていくことになった。

ただし、現地人エリートの立場は、つねに両義的であった。宣教師が「異教徒」の中から改宗者を獲得することをもつばら関心の焦点としがちだったのに対して、現地人エリートは、自らの「同胞」として意識するようになった人びとが政治・経済・文化の全般で構造的に劣位に置かれていることを自覚せざるをえなかった。したがって、宣教師の意向とのあいだに食い違いや齟齬が生じることも少なくなかった。協力関係が展開されているように見える場合でも、そこにはつねにミクロな権力関係が伏在していた。

現地人エリートと宣教師の関係に加えて、権力関係という点では植民地官僚の役割も無視することはできない。大英帝国の場合も、帝国日本と同様、植民地官僚は「格安の支配」を実現するために、総じて簡易・卑近を旨とした学校教育でよしとする傾向があった。こうした措置は、大英帝国の植民地と帝国日本の植民地とを問わず、しばしば現地人エリートの不満と怒りを誘発することになった。

一九世紀後半に英国の直轄領となったナイジェリアでは、南西部の港町ラゴスを舞台として、現地人の「手に職をつける」実業学校を設立するか、アカデミックなグラマースクールを設立するかという問題について論争が展開された。ロンドンにおけるミッション本部の会長、現地における英国人宣教師、ラゴス総督をはじめとした

植民地官僚が前者を支持する一方、現地人の宣教師や商人は後者を志向してグラマースクールの開校にこぎつけた。そこには、英国人と競合できる知識やメンタリティを得られる空間への思いが託されていた。この点でグラマースクールの設立は、教育における現地人の主体性を象徴するものだった。ただし、こうしたアカデミズム志向は、ナイジェリアの青年がギリシャ語・ローマ語を中核とした「古典」——もちろん「西洋」世界にとっての「古典」——を学ぶ意味がどこにあるのか、それぞれの土地で真に「実用的」な学校教育とは何かを問うことを困難とする意味も持っていた(第6章井野瀬論文参照)。

植民地官僚が学校教育のレベルを簡易・卑近なものに止めようとする一方、現地人エリートが従属的な地位から脱却する手段として学校教育の充実を求め、欧米人宣教師がその狭間にあつて改宗者の増大のために適切な教育のあり方をたぶんにプラクティカルな関心から模索する……。植民地の教育をめぐるこうした三つ巴の関係は一定の典型性をもっており、大英帝国の植民地ばかりでなく、日本の植民地にも見出すことができる。ただし、日本の植民地の場合、植民地官僚と宣教師の意思の相違は、大英帝国の場合よりもいっそう大きかった。例えば、台湾に派遣された英国人宣教師パークレイは、日本による台湾領有という事態に接して、この「軽蔑された帝国」の一部を構成することになってしまった人びとに「同情せざるをえない」と記している³³。そこには、日本人／台湾人という力関係に重層するようにして、英国人／日本人という「文明」の秩序におけるヒエラルヒーが厳然と存在していた。しかも、ミッシヨンスクールを結節点として現地人エリートと宣教師の協力関係が構築されるようになると、この協力関係は日本人にとって次第に脅威と意識されるようになっていった。

朝鮮では英国系ではなく米国系のミッシヨンの影響力が大きく、米国人宣教師は教会・学校・病院などが一体化したキリスト教共同体を平壤に形成した。「帝国内帝国」、すなわち、帝国日本の支配者たる日本人にも容易には介入できないアメリカ帝国の飛び地のような地域において、宣教師たちは、土着の文化を尊重するとともに、実学を重んじ、学生の労働によって自給するような共同体の形成を目指した。しかし、朝鮮の人びとを惹きつけたのは、キリスト教のみならず教育内容の近代性であり、アメリカ帝国主義の果実により日本帝国主義を批判する道を模索する可能性であつた。朝鮮総督府は、懐柔策と弾圧策を併用して学校の存立基盤を狭めていき、最終的には一九三〇年代後半に神社参拝問題を通じて廃校へと追い込んだ(第7章李論文参照)。この時に、米国人の宣教師の多くは、日本の植民地政策そのものには協力すべきだという姿勢を示しながら、宗教的理由から廃校という方針を支持した³⁴。日本人—朝鮮人—米国人という三角関係において、米国人は帝国日本からの「解放」の援助者でもあり、「協同の抑圧」の担い手でもある、という両義的な存在であつた。

帝国空間の中の女性たち

植民地支配における基本的な対立軸は、支配する者／支配される者の関係における人種的・民族的な対立である。ただし、当然のことながら、支配する者も、支配される者も、一枚岩ではなかつた。台湾における漢族系住民と先住少数民族の関係のように支配される者の中でさらに人種的・民族的なヒエラルヒーが存在することもあつたし、西洋的教養を身につけた現地人エリート層と、土着の習俗・信仰を尊重し続ける非エリート層のあいだにも厳しい対立が生じることがしばしばであつた。さらに、支配する者の中にも、支配される者の中にも、男性／女性をめぐる力関係が存在していた。

一九世紀の英国では、女性がキリスト教の聖職者資格を取得する道が閉ざされていたことにも象徴されるように、女性にとって高等教育へのアクセスや、専門職への就職の機会が大きく限定されていた。こうした状況を変革する一つの契機を形成したのが、女性による宣教活動の拡大である。福音伝道そのものは男性聖職者の役割とされたが、教育や医療の分野では女性の果たす役割が大きく評価された。そればかりでなく、女性宣教師は、

「キリスト教的な家庭」のよきモデルを示し、現地女性のライフ・スタイルそのものの変革を促す役割を期待されてもいた。このようにして、ヴィクトリア朝的なジェンダー規範に基づく「近代的家庭モデル」の「普遍性」への確信が女性宣教師への需要を生み出し、帝国の拡大がフェミニズム運動の興隆にも支えられて女性の専門職への進出を促進したわけだが、他方で、英国本国における女性向け専門教育と職業分野の確立はヴィクトリア朝的なジェンダー規範に内部的な揺らぎをもたらすものともなっていく(第8章並河論文参照)。

米国では、南北戦争後、一八六〇年代から女子高等教育が女子大学という形で展開されるようになった。二〇世紀初頭、個別の教派を超えた超教派組織を基盤とするアメリカの女性たちは、「東洋(具体的にはインド・中国・日本)」に「七つの女子大学」を設立することで、彼女たち自身が理想とする教育を「東洋」の女性にも与えようとした。その一つとして設立されたのが東京女子大学である。植民地における教育は簡易・卑近を旨とすべしといった発想は、ここでは払拭されている。それが可能になったのは、一つには、アメリカ独特の「非公式の帝国」の構築様式があったためであり、一つには一九世紀的な「白人」優越主義とこれに基づく他者像をリベラな米国人宣教師が自己批判的に省察するようになったことであり、さらには現地人エリート——東京女子大学の初代学長に就任した新渡戸稲造もその一人である——におけるナショナリズムに対応し、時に妥協しながら宣教師事業を展開する必要性が認識されたためである。宣教師と現地人エリートのこうした関係は、帝国日本をになうのにふさわしい人格をもつ「淑女」の養成という理念に結実していくこととなる。つまり、アメリカ的「非公式の帝国」は、日本の帝国主義にここでは乗り入れていくことになる(第9章小楢山論文参照)。

一九二〇年代には日本でも女性向け高等教育機関の多様化が進み、「職業婦人」が増加するが、女性が「兵役のない性」であることに変わりはない。一九三〇年代後半、日本が英国・米国との対立を深めながら中国大陸での侵略戦争に深入りしていく状況の中、官立女子高等師範学校の学生たちの行った「大陸旅行」は、「観光」「娯楽」としての要素をはらみながら、占領地の存在を過去の日本兵士の英雄物語の帰結として読み替えさせることによって軍事的暴力を隠蔽するとともに、「兵役のない性」が帝国日本と一体化する機会を与えることになった(第10章長論文参照)。このように、帝国の拡大は、一定程度、本国における女性の地位向上に資することになったわけだが、それは、幸徳秋水流にいえば、女性もまた、「愛国心」を病原菌として拡散するペストに冒されるといふ代償によって初めて可能となったことだったともいえる。

第二次世界大戦の終結により台湾や朝鮮は帝国日本による植民地支配から解放され、インドやフィリピンもそれぞれ英国や米国から独立した。さらに、一九五〇年代後半から六〇年代にかけて、アフリカ各地でも数多くの独立国が樹立された。少数の「列強」のみが「国際政治」の主体として認められる帝国主義の時代は終わりを告げたと一応はいうことができる。しかし、それは、アメリカ合州国やソヴィエト連邦による新たな帝國的支配の幕開けでもあった。帝国主義の時代における支配的なイデオロギーである「文明」という概念にしても、新たな装いを纏いつつ独自のオーラを放ち続けている。

一九六一年のこと、魯迅研究者竹内好は、歴史を「未開から文明への一方通行」とみなす文明一元観こそが帝国主義を支えた思想であると述べ、「アメリカの世界政策がエセ文明の擁護を余儀なくされればされるほど、文明の無原則化、文明の無内容化が進行する」と指摘する一方、植民地化されたアジアの各地では「文明の否定を通しての文明の再建」を目指す動きが起きたにもかかわらず、その変化が日本人には見えなかったと論じている。³⁵⁾ 米国や日本こそ「文明」からの逸脱者であるとする論調は、百年前に幸徳秋水が帝国主義は「文明の理想」を裏切るものだと論じたことを彷彿とさせる。「文明の理想」とは、はたして何なのだろうか? 根元的な位置から帝國的な支配を批判するためには、迂遠なようであっても、この問いを避けることはできない。

- (1) 幸徳秋水、山泉進校注『帝國主義』岩波書店、二〇〇四年、八五頁。
- (2) 同前書、二二頁、二七頁。
- (3) J・A・ホブソン、矢内原忠雄訳『帝國主義論』上巻、岩波書店、一九五一年、四七頁。
- (4) 山室信一「国民帝國論の射程」山本有造編『帝國の研究——原理・類型・関係』名古屋大学出版会、二〇〇三年、一〇八頁。
- (5) 前掲幸徳『帝國主義』九二頁、九四頁。
- (6) 山田朗「幸徳秋水の帝國主義認識とイギリス「ニューラディカリズム」」『日本史研究』第二六五号、一九八四年九月。
- (7) ベンジャミン・D・ドルトン（梅森直之訳）「幸徳秋水と帝國主義への根元的批判」『初期社会主義研究』第一二号、一九九九年。
- (8) 山泉進「解説」前掲幸徳『帝國主義』一七七頁。
- (9) 小林一美「義和団戦争と明治国家」汲古書院、一九八六年、三七二頁。
- (10) 前掲幸徳『帝國主義』一一四頁。なお、秋水における植民地問題への関心については、李京錫「平民法における階級と民族——梅森直之の編著『帝國を撃て——平民法二〇〇年国際シンポジウム——』論創社、二〇〇五年を参照。
- (11) E. J. Hobsbawm, 'The End of Empires', in Karen Barkey and Mark Von Hagen eds, *After Empire: Multiethnic Societies and Nation-Building: the Soviet Union and Russian, Ottoman, and Habsburg Empires*. (Boulder, Colorado: Westview Press, 1997), p.12.
- (12) 西山克典「ロシア革命と東方辺境地域——「帝国」秩序からの自立を求めて——」北海道大学図書刊行会、二〇〇二年、四五頁、六五頁。
- (13) 大津留厚「ハプスブルクの実験——多文化共存を目指して——」中公新書、一九九五年、六八頁。
- (14) ベネディクト・アンダーソン（白石隆・白石さやか訳）『増補 想像の共同体——ナショナルイズムの起源と流行——』N T T出版、一九九七年、一四八頁。
- (15) 前掲大津留「ハプスブルクの実験」一五七頁。
- (16) この点では、英国と同じように「海上の帝国」であっても、フランスの場合は植民地の住民にバリの議会で議員を選

出する権利を早くから認めていた点が異なっている。ただし、その場合でも、ムスリムには認めないなどさまざまな制限を付していった点を見逃すべきではないだろう。この問題に関しては、平野千果子『フランス植民地主義の歴史』人文書院、二〇〇二年を参照。

- (17) Alexander J. Motyl, *Revolutions, Nations, Empires: Conceptual Limits and Theoretical Possibilities*. (New York: Columbia University Press, 1999), p.139.
- (18) Hendrik Spruyt, 'Empires and Imperialism', in Alexander J. Motyl ed., *Encyclopedia of Nationalism*. (San Diego: Academic Press, 2001), pp.245-248.
- (19) Wu, Rwei-Ren, *The Formosan Ideology: Oriental Colonialism and the Rise of Taiwanese Nationalism, 1895-1945*. (Ph.D. dissertation submitted to the Department of Political Science of the University of Chicago, 2003).
- (20) 山本有造「『帝国』の形成」前掲山本有造編『帝国の研究——原理・類型・関係』一四頁。
- (21) Michael Mann, 'Taiwan in the Web of Empires: Wars, Capitalism and Empires', paper for the conference: *Taiwan at the Edge of Empires*, (Center for Contemporary China, National Tsing Hua University, Taipei, December 18-19, 2004).
- (22) *Ibid.*
- (23) 前掲幸徳『帝國主義』九三頁。
- (24) Julius Braunthal *History of the International*, Henry Collins and Kenneth Mitchell (trans.), (London: Thomas Nelson, 1966), pp.307-308. 日本語への翻訳については、前掲ケルトン「幸徳秋水と帝國主義への根元的批判」を参照しよう。
- (25) 竹越与三郎『台湾統治誌』一九〇五年、一頁。英文版は、次の通り。Yosaburo Takekoshi, *Japanese Rule in Formosa*. (London: Longman, 1907), p.vii.
- (26) Свод Законов Российской Империи, поведением Государя Императора НИКОЛАЯ ПАВЛОВИЧА, составленный. Издание 1842 года, т.1, с.3.
- (27) 渡邊昭子「国立小学校とマンガリー化——母語の国民化をめぐる——」『歴史学研究』第七九九号、二〇〇五年。
- (28) 後藤新平「台湾誌」(大隈重信編『開国五十年史 下巻』開国五十年史刊行会、一九〇九年) 八〇八頁。英文版は次通。Goto Simpei, 'The Administration of Formosa (Taiwan)', in Shigenobu Okuma ed., *Fifty Years of New Japan*, vol.2. (London: Smith, Elder & Co., 1909) p.530.

- (29) 詳しくは、駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、一九九六年を参照。
- (30) 隈本繁吉「台湾ニ於ケル教育ニ対スル卑見ノ一二並ニ疑問」(東京大学国際社会科学図書室所蔵隈本繁吉文書、文書番号〇一〇二)。
- (31) 「国際公共財」という概念に関しては、松田武・秋田茂編『ヘゲモニー国家と世界システム』名古屋大学出版会、二〇〇三年を参照。
- (32) ここで重要なことを、植民地主義を「支配する者／される者」の関係性として把握することであり、マクロな構造とミクロな関係を統一的に把握することである。前田一郎の指摘するように、植民地主義とは「可視的な抑圧的手段から「規律権力」として日常にしみこんだ性質のものまで、文化的ヘゲモニーという側面だけにとってもおさまりきれないような、ヘゲモニー・権力の総体として理解するほかない関係性」だからである(「植民地近代」を考える——イギリス帝国史再考のための覚書き——『歴史学研究』第八〇二号、二〇〇五年六月)。
- (33) Thomas Barclay, *The Church, in Formosa in 1895, The War: Mission Work: The Outlook*, (London: Publication Committee, 1896), pp.3-5. 詳細は、駒込武「日本の植民地支配と近代——折り重なる暴力——」『トレイシイズ』第二号、岩波書店、二〇〇一年八月を参照。
- (34) 駒込武「朝鮮における神社参拝問題と日米関係」『岩波講座アジア太平洋戦争 4 帝国の戦争体験』岩波書店、二〇〇六年を参照。
- (35) 竹内好「日本とアジア」『日本とアジア』筑摩書房、一九九三年、二八三〜二八五頁。

叢書・比較教育社会史 帝国と学校

2007年4月30日 初版第1刷発行

編者 駒込武
橋本伸也
発行者 齊藤万壽子

〒606-8224 京都市左京区北白川京大農学部前
発行所 株式会社 昭和堂
振替口座 01060-5-9347
TEL (075) 706-8818 / FAX (075) 706-8878

© 駒込武・橋本伸也ほか 2007

印刷 亜細亜印刷

ISBN978-4-8122-0726-0

*乱丁・落丁本はお取り替えいたします。

Printed in Japan

編者紹介

駒込武 (こまごめ・たけし)

生年：1962年

所属：京都大学大学院教育学研究科准教授

主な業績：「朝鮮における神社参拝問題と日米関係」『岩波講座アジア・太平洋戦争第4巻』岩波書店、2006年2月。

「『帝国のはざま』から考える」『年報日本現代史』第10号、2005年5月。

「1930年代台湾におけるミッション・スクール排撃運動」『岩波講座 近代日本の文化史 7 総力戦下の知と制度』岩波書店、2002年9月。

「植民地帝国日本の文化統合」岩波書店、1996年3月。

橋本伸也 (はしもと・のぶや)

生年：1959年

所属：関西学院大学文学部教授

主な業績：「中央ヨーロッパの可能性——揺れ動くその歴史と社会」(共著) 昭和堂、2006年。

「革命と性文化」(共著) 山川出版社、2005年。

「ネイションとナショナリズムの教育社会史」(共編著) 昭和堂、2004年。

「エカテリーナの夢ソフィアの旅——帝制期ロシア女子教育の社会史」ミネルヴァ書房、2004年。

「近代ヨーロッパの探究 4 エリート教育」(共著) ミネルヴァ書房、2001年。

コンラート・ヤーラオシユ編「高等教育の変貌1860-1930」(共監訳) 昭和堂、2000年。

執筆者紹介 (執筆順)

大津留厚 (おおつる・あつし)

生年：1952年

所属：神戸大学大学院人文学研究科教授

主な業績：「ハプスブルク帝国」山川出版社、1996年。

「ハプスブルクの実験」中央公論社、1995年。

「中央ヨーロッパの可能性——揺れ動くその歴史と社会」(編著) 昭和堂、2006年。

「近代ヨーロッパの探究 10 民族」(共著) ミネルヴァ書房、2003年。

京極俊明 (きょうごく・としあき)

生年：1972年

所属：日本学術振興会特別研究員 (東北大学大学院国際文化研究科)

主な業績：「ブルノ学校協会 (Maticе školská v Brně)」による「少数民族学校」建設運動 (1877-1889)

「東欧史研究」28号 2006年

Kyogoku, Toshiaki, Národní agitace a obecní školství na Moravě na přelom 19. a 20. století, in *Misto národních jazyků ve výchově, školství a vědě v habsburské monarchii 1867-1918*, Praha 2003, s.563-578.

Kyogoku, Toshiaki, Vývoj obecného školství na Moravě v 70 letech 19. století, in *Časopis matice moravské* 120/1 (2001).